

三条商工会議所 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口 売上減少が続く飲食店等への県支援金のお知らせ

新型コロナウイルスにより影響を受けた事業所の皆様が利用できる支援策をお知らせします。

新潟県事業継続支援金

県内の飲食店・カラオケ店
12月～4月の売上が2カ月連続前年比20%減
20万円の支援金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出自粛等の影響を受けて、売上の減少が続いている飲食事業者に対し、事業継続に向けた支援金を支給します。

【対象者】新潟県内で**飲食店・カラオケ店**を営む法人または個人。

※以下の店舗は対象外

- ・ 飲食スペースを持たない店舗（テイクアウト専門店、キッチンカー等）
- ・ 他の事業に付随して食事を提供する施設で、独立した店舗形態でないもの（ホテルの宴会場、ネットカフェ等）
- ・ スーパーマーケット・コンビニのイートインスペース
- ・ 自販機コーナー ・ 特定の利用者のみが利用する施設（社員食堂等）

※その他詳細は下記 HP をご確認ください。

【支給要件】県内店舗の売上高合計が、**R2年12月～R3年4月の期間**において、**2カ月連続して前年同月比で20%以上減少**していること。（感染症の影響で、前年との比較が適当でない場合は、前々年と比較することも可能）

【支給額】**単独店舗を営業者20万円**
複数店舗を営業者40万円

【申請期間】令和3年3月16日(火)～5月31日(月)

【申請方法】簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送

【必要書類】申請書、誓約書、確定申告書（写し）、本人確認書類（写し）、
売上台帳・月次残高試算表等売上減少が確認できる書類（写し）、
飲食店又は喫茶店営業に係る食品衛生法の営業許可証（写し）、
店舗の内観・外観がわかる写真（店舗名が確認できるもの）、
支援金の振込先となる通帳等（写し）

【申請・問合せ】**事業継続支援金センター TEL 025-248-7270（平日 9-17 時）**
〒950-0916 新潟市中央区米山 4-1-28 藤巻ビル 5F

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sangyoseisaku/jigyokeizokusienkin.html>

申請書類等はHPから
ダウンロードください。

※本案内では情報過多にならないよう、要件等は一部簡略化して記載しております。

＜お問い合わせ＞ 三条商工会議所 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

経営支援課 担当/鳥部・川上・須藤・小柳(誠)

TEL 0256-32-1311 FAX 0256-32-1310

最新の支援制度情報はコチラ

<http://www.sanjo-cci.or.jp/kansensho>

※今後も、支援制度情報を随時配信してまいります。本案内は当所 HP 上にも掲載いたします。今後、支援制度情報の FAX 配信を希望されない方は、お手数ですが上記お問合せ先へご連絡ください。